

(付表)

令和元年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（徴収勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	2	0	1	0	3	0	保険料債権 0
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	1	0	50,498	3,463	50,499	3,463	保険料債権 2,597
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	421	13	6,303	906	6,724	920	保険料債権 745
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	12	0	151	26	163	26	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	5	0	47	2	52	3	保険料債権 2
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	7	0	104	23	111	23	保険料債権 18
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和2年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（徴収勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	2	0	44,985	2,841	44,987	2,842	保険料債権 2,222
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	264	14	5,227	594	5,491	608	保険料債権 490
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	11	0	192	23	203	23	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	8	0	118	15	126	15	保険料債権 10
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	3	0	74	7	77	7	保険料債権 6
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	

(付表)

令和3年度

不納欠損額の内訳

厚生労働省所管
労働保険特別会計（徴収勘定）

(単位：百万円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）	-	-	-	-	-	-	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）	1	0	38,676	2,174	38,677	2,174	保険料債権 1,794
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）	128	2	4,440	698	4,568	700	保険料債権 582
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）	2	0	89	15	91	16	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）	-	-	55	3	55	3	保険料債権 3
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）	-	-	-	-	-	-	
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）	2	0	34	12	36	12	保険料債権 3
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）	-	-	-	-	-	-	